

## 学校において予防すべき感染症

分類	学校保健安全法施行規則第 18 条 感染症の種類	学校保健安全法施行規則第 19 条 出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群（SARS コロナウイルスによるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1 型）指定感染症 新感染症	<b>治癒するまで</b>
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過する まで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール病）	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと 認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出 血性角結膜炎、※その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと 認めるまで

### ※その他の感染症

学校で感染が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置をとることができる疾患。（学校でしばしば流行する感染症）

条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症

- ・溶連菌感染症    ・ウイルス性肝炎    ・手足口病    ・感染性紅斑    ・ヘルパンギーナ
- ・マイコプラズマ感染症    ・流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス感染症等）